各都道府県私立学校主管課 御中

文部科学省高等教育局私学部私学助成課

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における 「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」の創設について

令和4年9月9日の第4回物価・賃金・生活総合対策本部において、追加策の一つとして、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」(以下「重点交付金」という。)を創設することが示されたところです。重点交付金は、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、地方公共団体が地域の実情に応じてきめ細やかに必要な事業を実施する取組に、より重点的・効果的に活用することとしており、推奨事業メニューを提示しております。

また、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金「重点交付金」Q&A(第1版/令和4年9月14日)」においても、「私立学校における光熱費(高騰相当分)への支援に重点交付金を活用することは可能である。」旨、明記されています。

私立学校関係者からは、物価高騰による経営への影響等を懸念する声が聞かれるところであり、各都道府県私立学校所管課におかれましては、関係部局等と緊密に連携し、重点交付金の活用等により、私立学校における電気・ガス料金を含む物価高騰の影響等に対する料金負担の軽減等をはじめとした取組を行っていただくようお願いします。

【参考資料】

- ・新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」の取扱い等について(令和4年9月14日付け事務連絡 内閣府地方創生推進室)より一部資料を抜粋
- ・新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金「重点交付金」Q&A(第1版/ 令和4年9月14日)

<担当>

文部科学省 高等教育局 私学部 私学助成課 助成第四係 〒100-8959 東京都千代田区霞が関 3-2-2

TEL: 03-5253-4111 (内線 2547)

注:赤枠は文部科学省私学助成課が追加。

事 務 連 絡 令和4年9月14日

各都道府県

内閣府地方創生推進室

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における 「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」の取扱い等について

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金(以下「臨時交付金」という。)に「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」(以下「重点交付金」という。)を創設することについては、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」の創設について」(令和4年9月9日付け事務連絡)においてお知らせしたところです。

近日中に令和4年度一般会計新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰対策予備費の使用が閣議決定され、臨時交付金に4,000億円の増額が措置される予定です。当該4,000億円及び令和4年4月28日付で閣議決定された令和4年度一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費8,000億円のうち留保している2,000億円の総額6,000億円について、重点交付金として交付することとします。

これに伴い、重点交付金に係る運用について下記のとおり定めました。関連する改正版の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金制度要綱(令和2年5月1日付通知)の詳細及び今般の交付限度額については、近日中に別途通知する予定にしておりますが、各地方公共団体におかれましては、関係部局間で十分連携の上、本事務連絡の記載事項に留意し、地域の実情に応じ重点交付金を活用した必要な支援の検討を進めていただくようお願いします。

各都道府県におかれましては、貴管内市町村へもこの旨周知されますようよろしくお願い します。

記

1. 重点交付金の創設について

重点交付金は、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、地方公共団体が地域の実情に応じてきめ細やかに必要な事業を実施する取組に、よ

り重点的・効果的に活用されるよう、臨時交付金の中に創設されたものです。

各地方公共団体におかれましては、本交付金の創設の趣旨を十分に踏まえ、都道府県・ 市町村で連携を図りながら、重点交付金を有効に活用し、事業の効果的な実施に取り組む ようお願いします。

2. 重点交付金の対象について

(1) 交付対象事業

重点交付金の交付対象事業は、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた 生活者や事業者(以下「生活者等」という。)の支援を主たる目的とする事業であって、 交付金による支援の効果が当該生活者等に直接的に及ぶ事業とします。具体的には、以 下の①から⑧までに掲げる地方単独事業を推奨事業メニューとしてお示ししています。 エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対する支援とし て、地域の実情に応じ、きめ細かな取組をご検討ください。

ただし、以下の推奨事業よりも更に効果があると地方公共団体が判断する地方単独事業もその理由を明らかにした場合は、交付対象とします。

なお、ここで「事業者」とは、何らかの業を営む個人又は法人等(法人形態は問わない。)をいうものとします。民間団体のみならず公的団体も対象となります。また、ウクライナからの避難民への支援にも活用可能です。

【推奨事業メニュー】

<生活者支援>

①エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う低所得世帯支援

住民税非課税世帯以外の世帯を含む低所得世帯を対象とした、電力・ガスを含むエネルギー・食料品価格等の物価高騰による負担を軽減するための支援

※住民税非課税世帯には、国が「電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金」として、1世帯当たり5万円をプッシュ型で給付予定。

②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援

物価高騰による小中学生の保護者の負担を軽減するための小中学校等における学校給食 費等の支援

※こども食堂に対する負担軽減のための支援やヤングケアラーに対する配食支援等も可能。

③消費下支え等を通じた生活者支援

エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者に対してプレミアム商品券や 地域で活用できるマイナポイント等を発行して消費を下支えする取組などの支援

④省エネ家電等への買い換え促進による生活者支援

家庭におけるエネルギー費用負担を軽減するための省エネ性能の高いエアコン・給湯器等 への買い換えなどの支援

<事業者支援>

⑤医療・介護・保育施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援

医療機関、介護施設等、障害福祉サービス施設等、保育所等、公衆浴場等に対するエネルギー・食料品価格の高騰分などの支援

⑥農林水産業における物価高騰対策支援

農業者が構成員となる土地改良区における農業水利施設の電気料金高騰に対する支援や、 高騰する化学肥料からの転換に向けて地域内資源を活用する独自の取組などの支援

⑦中小企業に対するエネルギー価格高騰対策支援

中小企業に対するエネルギー価格高騰の影響緩和や省エネ・賃上げ環境の整備などの支援

⑧地域公共交通や地域観光業等に対する支援

地域公共交通事業者や地域観光事業者等(飲食店を含む)に対するエネルギー価格高騰の 影響緩和、省エネ対策、地域に不可欠な交通手段の確保、コロナ禍にあっての事業継続、 地域特性を踏まえた生産性向上に向けた取組などの支援

- ※各地方公共団体が、上記推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方 単独事業も、その理由を明らかにした場合は交付対象とします。
- ※③については、マイナンバーカードを利用して各種証明書を発行することができる コンビニ交付サービスにおける各種証明書発行手数料の減免による負担軽減、⑥に ついては、漁業者や施設園芸農家など農林水産業者における燃料費の負担軽減など も含みます。

(2) 重点交付金に係る対象外経費

通常分交付金(事業者支援交付金、協力要請推進枠交付金、即時対応特定経費交付金、 検査促進枠交付金及び重点交付金を除く臨時交付金をいう。以下同じ。)における地方単 独事業において対象外経費としている経費については、重点交付金においても対象外経 費となります。具体的には、「令和4年度における新型コロナウイルス感染症対応地方創 生臨時交付金の取扱いについて」(令和4年4月1日付け事務連絡。以下「令和4年4月 1日付事務連絡」という。) 1 (2) 2)を参照ください。

なお、基金の積み立てを検討されるにあたって、令和4年4月1日付事務連絡1(2) 2)で示した対象となる基金の要件のうち②ロを検討される場合、当該要件に該当する かについては、事業内容等の詳細を明らかにした上で、事前に内閣府まで相談されるよ うお願いします。

3. 重点交付金の活用に当たっての留意点について

臨時交付金の活用に当たっての留意点については、これまで「令和2年度第3次補正予算の成立を踏まえた新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の取扱について」(令和3年2月2日付け事務連絡)、「令和3年度における新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の取扱について」(令和3年4月1日付け事務連絡)、令和4年4月1日付事務連絡及びQ&A等において周知しているとおり、臨時交付金を効率的・

効果的な事業に活用するとともに、説明責任をしっかり果たして頂くようお願いしているところです。重点交付金を活用し、事業を実施する際においても、地方公共団体において実施する個々の事業の必要性、経済対策との関係、内容の妥当性、運用方法及び執行状況など説明責任を果たしていただくようお願いします。

また、これまでも周知していたとおり、「令和3年度予算の編成等に関する建議」(財政制度等審議会令和2年11月25日)において、「新型コロナ対応という意味では、国の一連の措置に加えて、既に令和2年度(2020年度)の2度の補正予算で合計3兆円の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が設けられた。各地域の実情に応じてきめ細やかな対応を可能にするという本来の目的に沿って、各地方公共団体は、創意工夫をこらして効率的かつ効果的に交付金を活用し、実施状況と効果についても説明責任を果たしていくことが求められる。」とされていますので、改めてご承知いただきますようよろしくお願いします。

特に、次の①又は②に該当する事業については、重点交付金においても、通常分交付金と同様に、以下のとおり取り扱うこととしますので、ご留意ください。

①特定の事業者等に対する支援措置

特定の個人又は事業者等(一定の客観的基準に該当する事業者全てを対象に助成するものではなく、特定の一部の者に限り助成するもの)に対する支援事業(運営費支援や使途が特定されていない給付金等に該当するもの)については、「各地方公共団体において、新型コロナウイルス感染症への対応としての必要性や費用対効果を十分吟味した上で、実施することが望ましい」旨、及び「これに該当する一定規模以上の事業については、説明責任を果たす観点から、内閣府において事業概要等を公表することがある」旨を明示しています(通常交付金Q&A第8版1-20)。

特定の個人又は事業者等に対する支援事業のうち、一の個人又は事業者等当たり 1,000 万円以上を支援するもの(住民の日常生活を維持するために緊急でやむを得ず行うもの及び支援対象を不特定多数の者から公募手続等を経て選定するものを除く。)については、各地方公共団体において、別紙 2 の様式により事業内容をホームページ等で公表するとともに、当該公表に係る URL 及び公表内容等を「事業の概要」列及び「参考資料」列等に記載した上で、実施計画を提出するものとします。

②個人を対象とした給付金等

個人を対象とした給付金等(給付金、交付金等、名称の如何を問わず、「金銭」を支給するもの。「地域振興券」等の交付や「公共料金」等の減免は該当しない。)については、経済対策の効果的・効率的な実施の観点から、給付対象を合理的な範囲とする場合又は緊急性がありやむを得ない場合に実施計画への記載を認めることとし、その旨実施計画の「事業の概要」列及び「参考資料」列等に明示してください。

4. 交付限度額について

重点交付金に係る交付限度額は、人口や物価上昇率等を基礎として算定した額とし、地

方公共団体ごとの重点交付金に係る交付限度額は、来週早々に別途通知する予定です。

5. 今後の執行手続きについて

- (1) 通常分交付金、重点交付金に係る今後の執行手続き
- ①執行スケジュールについて

今般の重点交付金の創設に伴い、令和4年度の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金実施計画(以下「令和4年度実施計画」という。)の提出期限を新たに設けることとし、第3回提出期限は、10月31日とします。

また、実施計画提出後の交付申請・交付決定等の手続は、別紙3のスケジュールで進める予定です。

なお、冬頃に予定している受付の際に、第1回提出、第2回提出及び第3回提出の際 に提出した実施計画の内容についても、必要に応じ、変更可能とします。

②実施計画の作成方法・記載事項全般について

第3回提出にあたっては、第2回提出時の実施計画に事業を追加・変更することになりますが、今般の重点交付金の創設に伴い、令和4年度実施計画の様式を一部変更する予定です。新様式では、新たに「交付金の区分」、「種類」等の項目を設けています。暫定版を送付するので、実施計画の作成に当たって参考にして下さい。なお、正式版は、令和4年度一般会計新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰対策予備費の使用が閣議決定される際に、送付する予定です。

正式版の送付後に、内閣府において、第2回提出時までに提出された実施計画の内容を新様式に転記した上で、地方公共団体に送付します。第3回提出時は、送付された新様式を元にし、必要事項の追記・変更をお願いします。

③実施計画の提出期限

第3回提出期限は、以下のとおりです。提出期限後に当室において実施計画の確認を 行い、各地方公共団体宛てに確認結果の通知を行います。重点交付金は、エネルギー・ 食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、地方公共団体が地域の 実情に応じてきめ細やかに必要な事業を実施するために措置されていることに鑑み、速 やかに事業を実施するようお願いします。

第3回提出期限: 令和4年10月31日(月)12:00【厳守】※原則全団体

④提出方法・提出先

実施計画の提出は、以下の提出先まで、メールにて提出してください。郵送での提出 は不要です。また、鑑文も不要です。

メール送付先: e. chiho-rinji. p7c@cao. go. jp

メールの件名及びファイルの名称は、「都道府県・市区町村コード(半角5桁)+_(半角アンダーバー)+都道府県名+実施計画作成地方公共団体名+ r4(半角アンダーバー

r4) +_(半角アンダーバー)+提出回」としてください。メールの件名について、各都 道府県において管内市町村分をまとめて内閣府に提出していただく場合は、「○○県」等 としていただいて構いません。

例)メール件名:「01100_北海道札幌市_r4_3」「02000_青森県_r4_3」 など ファイル名:「01100_北海道札幌市_r4_3. xlsx」「02000_青森県_r4_3. xlsx」など

⑤提出資料

提出資料は、令和4年度実施計画、チェックリスト、基金調べ(該当ある場合)及び 事業実施状況及び効果検証に関する資料(該当ある場合)です。各様式は、別紙4のと おりであり、エクセルファイルの各シートに用意しています。

①令和4年度実施計画	別紙5の記入要領を参照の上、必要事項を記入してくだ
	さい。
②チェックリスト	令和4年度実施計画の内容について、本チェックリスト
	により確認してください。
③基金調べ	交付対象事業に基金造成事業が含まれる場合は、基金調
	べにも必要事項を記入して提出してください。
④事業実施状況及び効果検	事業の実施状況及び効果の検証について、既に公表を行
証に関する資料	っている地方公共団体は、当該公表資料を提出するよう
	お願いします。

(2) 協力要請推進枠及び即時対応に係る今後の執行手続きについて

令和4年度における都道府県が営業時間短縮要請等に伴い支給する協力金等に対する協力要請推進枠交付金及び即時対応特定経費交付金に係る次回の交付決定は、12月下旬を予定しています。具体的な手続きのスケジュールは、以下のとおりです。

【12月交付決定の手続き】

- ①飲食店に係る協力金及び大規模施設等に係る協力金は、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき都道府県が行う休業要請・営業時間短縮要請であって、11月7日(月)までに特措法担当大臣との協議を経たものを対象とします。酒類販売業者に係る支援金は令和3年4~10月の支給分に係るものを対象とします。
- ②交付限度額算定基礎資料による計画記載用限度額の算定に当たっては、11月7日(月)までの支給実績を算定の対象とします。
- ③即時対応特定経費交付金及び規模別協力金の支給に係る事務費についても併せて算 定対象となります。
- ④交付限度額算定基礎資料及び協力要請推進枠交付金及び即時対応特定経費交付金に 係る新型コロナウイルス感染症対応協力要請推進交付金実施計画(以下「協力要請推 進交付金実施計画」という。)の提出等のスケジュールは以下のとおりです。
 - ・実績値を反映した交付限度額算定基礎資料を都道府県から内閣府に提出 【11月7日(月)】
 - ・計画記載用限度額を反映した協力要請推進交付金実施計画を内閣府に提出

【11月21日(月)】 【12月下旬】

- · 交付申請 · 交付決定
- ・その後、必要に応じて概算払

(参考)

		実績 算定の時点	実施計画 の提出	交付決定
i)	6月又は7月 交付決定の手続	5月13日(金)	5月26日(木)	6月下旬又は7月
ii)	9月交付決定の手続き	8月3日 (水)	8月22日(月)	9月下旬
iii)	12 月交付決定の手続き	11月7日 (月)	11月21日(月)	12 月下旬

(3) 検査促進枠に係る今後の執行手続きについて

検査促進枠交付金に係る次回の交付決定は、12月下旬を予定しています。具体的な手続きのスケジュールは、以下のとおりです。

【12 月交付決定の手続き】

- ①検査費用等の補助等は、特措法担当大臣との協議を経た検査促進計画に沿って補助 等を行ったものを対象とします。
- ②交付限度額算定基礎資料(支給実績が記載された検査促進計画。以下同じ。)による計画記載用限度額の算定に当たっては、11月7日(月)までの支給実績を算定の対象とします。
- ③交付限度額算定基礎資料及び検査促進枠交付金に係る新型コロナウイルス感染症対 応検査促進交付金実施計画(以下「検査促進交付金実施計画」という。)の提出等 のスケジュールは以下のとおりです。
 - ・実績値を反映した交付限度額算定基礎資料を都道府県から内閣府に提出

【11月7日(月)】

計画記載用限度額を反映した検査促進交付金実施計画を内閣府に提出

【11月21日(月)】

· 交付申請 · 交付決定

【12 月下旬】

(参考)

		交付限度額算定基礎資料 (検査促進計画) の提出	実施計画 (検査促進枠) の提出	交付決定
i)	6月交付決定の手続	5月13日(金)	5月26日(木)	6月下旬
ii)	9月交付決定の手続	8月3日(水)	8月22日(月)	9月下旬
iii)	12月交付決定の手続	11月7日 (月)	11月21日(月)	12 月下旬

<関係資料一覧>

- 別紙1 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金の創設(新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の増額・強化)
- 別紙2 特定事業者等支援に関する公表様式※
- 別紙3 令和4年度地方創生臨時交付金の執行スケジュール
- 別紙4 令和4年度実施計画(通常分・重点交付金分)様式、チェックリスト、基金調べ〈暫 定版〉
- 別紙5 令和4年度実施計画(通常分·重点交付金分)記入要領〈暫定版〉
- 別添 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金「重点交付金」Q&A(第1版) 〈暫定版〉

※令和3年2月2日に示した様式から変更ありません。

(照会先)

内閣府地方創生推進室

臨時交付金担当 畑・中井・仙田・寺田・窪田・中村 反町・上坂

直通 03 (5501) 1752

メール <u>e. chiho-rinji. p7c@cao. go. jp</u>

電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金の創設

(新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の増額・強化)

エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、地域の実情に合わせて必要な支援をきめ細やかに実施する地方公共団体の取組に、より重点的・効果的に活用される仕組みへと見直しを図りつつ、対策を一層強化するため、「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」を創設する。

- 予算額:6,000億円(コロナ・物価予備費 追加額4,000億円+既定予算2,000億円)
- 交付対象:都道府県及び市町村
- 〇 対象事業:エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、支援を行う事業。 以下に効果的と考えられる推奨事業メニューを提示。(詳細は、2頁参照)

推奨事業メニュー

(生活者支援)

- ①エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う 低所得世帯支援
- ②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う 子育て世帯支援
- ③消費下支え等を通じた生活者支援
- ④省エネ家電等への買い換え促進による生活者 支援

(事業者支援)

- ⑤医療・介護・保育施設、公衆浴場等に対する物 価高騰対策支援
- ⑥農林水産業における物価高騰対策支援
- ⑦中小企業に対するエネルギー価格高騰対策支援
- ⑧地域公共交通や地域観光業等に対する支援

※地方公共団体が、上記の推奨事業メニューよりも更に効果があると考えるものについては、実施計画に記載して申請可能。

○ 算定方法:人口や物価上昇率等を基礎として算定

推奨事業メニュー

生活者支援

① エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う低所得 世帯支援

住民税非課税世帯以外の世帯を含む低所得世帯を対象とした、電力・ガスを含むエネルギー・食料品価格等の物価高騰による負担を軽減するための支援

- ※ 住民税非課税世帯には、「電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援 給付金」として、1世帯当たり5万円をプッシュ型で給付。
- ② エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育で 世帯支援

物価高騰による小中学生の保護者の負担を軽減するための小中学校等における学校給食費等の支援

- ※ こども食堂に対する負担軽減のための支援やヤングケアラーに対する配食支援等も可能。
- ③ 消費下支え等を通じた生活者支援

エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた 生活者に対してプレミアム商品券や地域で活用できるマイナポイント等を発行して消費を下支えする取組などの支援

④ 省エネ家電等への買い換え促進による生活者支援 家庭におけるエネルギー費用負担を軽減するための省 エネ性能の高いエアコン・給湯器等への買い換えなどの支援

事業者支援

⑤ 医療・介護・保育施設、公衆浴場等に対する物価高騰 対策支援

医療機関、介護施設等、障害福祉サービス施設等、保育所等、公衆浴場等に対するエネルギー・食料品価格の高騰分などの支援

⑥ 農林水産業における物価高騰対策支援

農業者が構成員となる土地改良区における農業水利施設の電気料金高騰に対する支援や、高騰する化学肥料からの転換に向けて地域内資源を活用する独自の取組などの支援

- ⑦ 中小企業に対するエネルギー価格高騰対策支援 中小企業に対するエネルギー価格高騰の影響緩和や省 エネ・賃上げ環境の整備などの支援
- ⑧ 地域公共交通や地域観光業等に対する支援

地域公共交通事業者や地域観光事業者等(飲食店を含む)に対するエネルギー価格高騰の影響緩和、省エネ対策、地域に不可欠な交通手段の確保、コロナ禍にあっての事業継続、地域特性を踏まえた生産性向上に向けた取組などの支援

別添3

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 「重点交付金」Q&A(第1版/令和4年9月14日)

・本 Q&A は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金のうち電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金(以下「重点交付金」という。)の取扱を明確にするため、令和4年9月14日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」の取扱について」の内容を補足するQ&Aです。

\blacksquare	次	
	Q1	重点交付金の創設の趣旨は何か。3
	Q2	重点交付金の交付対象事業は、どのような事業か。3
	QЗ	重点交付金を推奨事業以外の事業に活用することは可能か。 3
	Q4	重点交付金を新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策等に活用
		することは可能か。4
	Q5	私立学校における光熱費(高騰相当分)への支援に、重点交付金を
		活用することは可能か。また、実施計画の提出に当たり、どの推奨事
	:	業メニューに該当するとすれば良いか。4
	Q6	運送業の事業者に対する燃料費高騰分への支援に、重点交付金を活
		用することは可能か。また、実施計画の提出に当たり、どの推奨事業
		メニューに該当するとすれば良いか。4
	Q7	地方公共団における庁舎等の光熱費(高騰相当分)に重点交付金を
		活用することは可能か。5
	Q8	エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた事業者を支援
		するために、地方公共団体から当該事業者への工事委託費や地方公共
		団体による当該事業者からの物品購入費について、重点交付金を充当
		することは可能か。5
	Q9	低所得世帯等を対象として給付金を支給する事業を実施するに当
	,	たり、特定公的給付の指定を受けることは可能か。5
	Q1	
		製品を支援対象とすることが良いか。5
	Q1	1 「事業者」の範囲としては、どのような者が含まれるか。 6
	Q1	2 重点交付金において事務費も対象となるのか。 6
	Q1	3 重点交付金は、いつからいつまでに実施される事業が対象か。6

Q1	4	地方公共団体の令和3年度予算に計上し、令和4年度に繰り越	
	た事	『業は対象となるか。	. 6
Q 1	5	既に提出した令和4年度実施計画で通常交付金を活用するこ	ط
	とし	ていた事業のうち、重点交付金を活用できる事業について、第	3
	回以	、降の提出の際に修正しても良いか。	. 6
Q1	6	冬頃に予定されている実施計画の提出の際に、重点交付金の対	象
	とな	いる事業を新規に記載することは可能か。	. 6
Q 1	7	実施計画記載事業の予算的な裏付けは必要か。	. 7

Q1 重点交付金の創設の趣旨は何か。

重点交付金は、エネルギー・食料品等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、地方公共団体が地域の実情に応じてきめ細やかに必要な事業を実施する取組に、より重点的・効果的に活用されるよう、臨時交付金の中に創設されたものです。

Q2 重点交付金の交付対象事業は、どのような事業か。

重点交付金の交付対象事業は、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を 受けた生活者や事業者(以下「生活者等」という。)の支援を主たる目的とする 事業であって、交付金による支援の効果が当該生活者等に直接的に及ぶ事業と している。具体的には、

- ①エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う低所得世帯支援
- ②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援
- ③消費下支え等を通じた生活者支援
- ④省エネ家電等への買い換え促進による生活者支援
- ⑤医療・介護・保育施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援
- ⑥農林水産業における物価高騰対策支援
- ⑦中小企業に対するエネルギー価格高騰対策支援
- ⑧地域公共交通や地域観光業等に対する支援

を推奨事業としており、いずれかに該当する地方単独事業を交付対象事業としている。

なお、各地方公共団体が、上記推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業も交付対象と認めている。

Q3 重点交付金を推奨事業以外の事業に活用することは可能か。

重点交付金は、物価高騰対応により重点的・効果的に活用されるよう、国として、効果的と考えられる推奨事業メニューを示し、地方公共団体の取組を後押しすることとしていることから、基本的にはその趣旨に則って、活用いただくことが大前提である。

その上で、地方公共団体が、国が示した推奨事業メニューよりも物価高騰対応 として更に効果があると考えるものについては、実施計画に記載して申請する ことが可能となっている。

なお、その場合でも、重点交付金による支援の効果が生活者や事業者に直接的

に及ぶ事業を交付対象事業としている。

Q4 重点交付金を新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策等に活用することは可能か。

重点交付金は、物価高騰対応により重点的・効果的に活用されるよう、国として、効果的と考えられる推奨事業メニューを示し、地方公共団体の取組を後押しすることとしていることから、基本的にはその趣旨に則って、活用いただくことが大前提である。

その上で、地方公共団体が、国が示した推奨事業メニューよりも物価高騰対応 として更に効果があると考えるものについては、実施計画に記載して申請する ことが可能となっている。

なお、その場合でも、重点交付金による支援の効果が生活者や事業者に直接的 に及ぶ事業を交付対象事業としている。

Q5 私立学校における光熱費(高騰相当分)への支援に、重点交付金を活用することは可能か。また、実施計画の提出に当たり、どの推奨事業メニューに該当するとすれば良いか。

重点交付金の交付対象事業は、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者(以下「生活者等」という。)の支援を主たる目的とする事業であって、交付金による支援の効果が当該生活者等に直接的に及ぶ事業としている。そのため、私立学校における光熱費(高騰相当分)への支援に重点交付金を活用することは可能である。

事業の内容に応じ、地方公共団体が、推奨事業メニューよりも更に効果があると考える事業として、実施計画に記載することが考えられる。

Q6 運送業の事業者に対する燃料費高騰分への支援に、重点交付金を活用することは可能か。また、実施計画の提出に当たり、どの推奨事業メニューに該当するとすれば良いか。

重点交付金の交付対象事業は、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者(以下「生活者等」という。)の支援を主たる目的とする事業であって、交付金による支援の効果が当該生活者等に直接的に及ぶ事業としている。そのため、運送業の事業者に対する燃料費高騰分への支援に重点交付金を活用することは可能である。

実施計画に事業を記載するに当たっては、推奨事業メニューの「⑧地域公共交通や地域観光事業者等に対する支援」を選択されたい。

Q7 地方公共団における庁舎等の光熱費(高騰相当分)に重点交付金を活用することは可能か。

重点交付金の交付対象事業は、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者(以下「生活者等」という。)の支援を主たる目的とする事業であって、交付金による支援の効果が当該生活者等に直接的に及ぶ事業としている。そのため、地方公共団体における庁舎等の光熱費(高騰相当分)に、重点交付金を活用することはできない。

Q8 エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた事業者を支援する ために、地方公共団体から当該事業者への工事委託費や地方公共団体による 当該事業者からの物品購入費について、重点交付金を充当することは可能か。

重点交付金の交付対象事業は、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者(以下「生活者等」という。)の支援を主たる目的とする事業であって、交付金による支援の効果が当該生活者等に直接的に及ぶ事業としており、事業者への委託費や事業者からの物品購入費は、地方公共団体が当該事業者から何らかの財やサービスを受け取る際の「対価」として支払うものであり、これに該当しないことから、原則として認められない。

Q9 低所得世帯等を対象として給付金を支給する事業を実施するに当たり、 特定公的給付の指定を受けることは可能か。

特定公的給付の指定については、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した地方単独事業における給付金に対する特定公的給付の指定について」(令和4年9月20日付け内閣府地方創生推進室・デジタル庁デジタル社会共通機能グループ事務連絡)を参照されたい。

Q10 省エネ家電への買い換え支援を検討するに当たって、どのような製品 を支援対象とすることが良いか。

資源エネルギー庁省エネルギー課において、省エネ法に基づき、小売事業者表

示制度を運用しているため、必要に応じて、資源エネルギー庁省エネルギー課(03-3501-9726)までお問い合わせいただきたい。

Q11 「事業者」の範囲としては、どのような者が含まれるか。

何らかの業を営む個人又は法人等が対象となり、法人については法人形態を問わず幅広く対象となりうる。

Q12 重点交付金において事務費も対象となるのか。

重点交付金の交付対象事業に付随する事務費に活用することは可能である。

Q13 重点交付金は、いつからいつまでに実施される事業が対象か。

原則として、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に実施される事業が対象となる。ただし、重点交付金の創設趣旨を踏まえ、生活者や事業者への速やかな支援に取り組むようお願いする。

Q14 地方公共団体の令和3年度予算に計上し、令和4年度に繰り越した事業は対象となるか。

対象とならない。地方公共団体の令和4年度予算に計上され実施される事業 又は地方公共団体の令和4年度予算に計上された予備費により実施される事業 が対象となる。

Q15 既に提出した令和4年度実施計画で通常交付金を活用することとしていた事業のうち、重点交付金を活用できる事業について、第3回以降の提出の際に修正しても良いか。

修正して差し支えない。

Q16 冬頃に予定されている実施計画の提出の際に、重点交付金の対象となる事業を新規に記載することは可能か。

可能であるが、重点交付金は、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を 受けている生活者や事業者の負担軽減を行う趣旨に鑑み、速やかに事業を実施 されることが望ましい。

Q17 実施計画記載事業の予算的な裏付けは必要か。

必ずしも実施計画提出時点で議会における議決等の予算的裏付けを求めるものではなく、実施の見込み(補正予算計上予定)のある事業であれば記載しても差し支えない。

通常分交付金 Q&A (第8版/令和4年5月13日) における6-6も参照されたい。